

令和 7 年 9 月 30 日
兵庫県農林水産部農地整備課

週休 2 日補正に関する据付材料費等の算出について

令和 7 年 10 月 1 日起工分から適用している令和 7 年度の「土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について」（以下「積算基準」という。）の 1-3 の 2) において、「据付材料費の算出に使用する対象労務費は補正前（積雪寒冷地補正（豪雪地帯対策特別措置法「昭和 37 年法律第 73 号」第 2 条第 1）、夜間割増等）の労務費とする。」とありますが、積雪寒冷地補正、夜間割増等には週休 2 日補正も含まれるためご留意ください。

（参考）

土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）等の運用について」の一部改正について（新旧対照表）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/h200331/attach/pdf/index-293.pdf#2>